

【発生概要】

10月26日(火)9時30分頃、胎内市役所黒川庁舎期日前投票所にて、小選挙区選出議員選挙の投票用紙と比例代表選出議員選挙の投票用紙を、取り違えて交付し、投票させてしまった。

黒川庁舎期日前投票所で9時35分頃、残票数を確認している際に、小選挙区選出議員選挙の投票用紙と比例代表選出議員選挙の投票用紙の残票数が合わなかったことから判明した。

【再発防止】

度重なる投票用紙の交付ミスを厳粛に受け止め、投票事務の流れを再確認するとともにシュミレーションを尽くして、誤りを生じないよう徹底を図る。